



# 熊本県公報

第 1 2 3 4 0 号

平成 26 年 8 月 8 日 (金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 種畜証明書の有効期限延長…………… (畜産課) 1
- 種畜証明書の書換交付の通報…………… ( " ) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定…………… ( " ) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止…………… ( " ) 3
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… ( " ) 4
- 道路の位置指定…………… (建築課) 4
- 土地改良区の定款変更…………… (農村計画課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく承継届出…………… (商工振興金融課) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見…………… (商工振興金融課) 5
- 都市計画法第 1 6 条第 1 項に基づく公聴会の開催…………… (都市計画課) 5
- 都市計画法第 1 6 条第 1 項に基づく公聴会の開催…………… ( " ) 6
- 平成 2 6 年度第 2 回熊本県障害者施策推進審議会を開催…………… (障害者施策推進審議会) 7

## 告 示

### 熊本県告示第 7 9 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 6 年 8 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
夢・さぼーと 宇城市松橋町松橋 4 0 2 - 4	N P O 法人夢・さぼーと 宇城市松橋町松橋 4 0 2 - 4 福原 和美	就労移行支援	平成 2 6 年 8 月 1 日

### 熊本県告示第 7 9 5 号

家畜改良増殖法（昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号）第 8 条第 1 項の規定により現在交付されている種畜証明書（その有効期間が平成 2 6 年 8 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までに満了するものに限る。）の有効期間を 6 月間延長した旨の通報を受けたので、同条第 2 項の規定

により公示する。  
平成 2 6 年 8 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県告示第 7 9 6 号**

家畜改良増殖法（昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号）第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 6 年 8 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
21243020003	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県菊池郡大津町矢護川 3 1 3 5 村山光弘	熊本県熊本市中央区本荘二丁目 1 2 - 1 0 有限会社宮村牧場

**熊本県告示第 7 9 7 号**

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 6 年 8 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ヘルパーステーション一歩 阿蘇郡小国町大字宮原 8 番地 5	合同会社歩 阿蘇郡小国町大字宮原 8 番地 5	平成 2 6 年 6 月 2 5 日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ヘルパーステーション一歩 阿蘇郡小国町大字宮原 8 番地 5	合同会社歩 阿蘇郡小国町大字宮原 8 番地 5	平成 2 6 年 6 月 2 5 日

(短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム 有明ホーム ユニット陽だまり 玉名市天水町部田見 4 4 0 番地	平成 2 6 年 7 月 1 4 日
地域密着型等別養護老人ホーム 清泉 菊池市七城町亀尾 2 4 2 9 番地	平成 2 6 年 7 月 1 日

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム 有明ホーム ユニット陽だまり 玉名市天水町部田見 4 4 0 番地	平成 2 6 年 7 月 1 4 日
地域密着型等別養護老人ホーム 清泉 菊池市七城町亀尾 2 4 2 9 番地	平成 2 6 年 7 月 1 日

(地域密着型介護老人福祉施設)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム 有明ホーム ユニット陽だまり 玉名市天水町部田見 4 4 0 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日
地域密着型特別養護老人ホーム 清泉 菊池市七城町亀尾 2 4 2 9 番地 2	平成 2 6 年 4 月 1 日

**熊本県告示第 7 9 8 号**

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 4 9 条の規定により指定医療機関を次の

とおりに指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
益城なかぞのクリニック	上益城郡益城町宮園732番地9	平成26年6月1日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
たけうち歯科医院	合志市須屋字三ツ石1286番地1	平成26年5月28日

熊本県告示第799号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
益城なかぞのクリニック	上益城郡益城町宮園732番地9	平成26年6月1日

熊本県告示第800号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成26年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
太陽のこどもたち 菊池郡菊陽町新山2丁目4番7号	株式会社サンテル 合志市栄3792-112 内田 有子	平成26年8月1日	4352200135	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第801号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年8月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	瀬田竜田線	阿蘇郡南阿蘇村立野字法立 1886番1地先から 菊池郡大津町大字瀬田字上砂 蓋 175番2地先まで	前	4.7 ～ 64.9	770	国による県道付替工事に伴う変更

			後	10.4 ～ 64.1	860
--	--	--	---	-------------------	-----

2 区域を変更する期日 平成26年8月8日

**熊本県告示第802号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年8月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本菊鹿線	菊池市七城町加恵字諏訪の上 19番6地先から 菊池市七城町加恵字鳥井木 137番地先まで	61.5	防安交

2 供用を開始する期日 平成26年8月19日

**公 告**

**熊本県公告第409号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成26年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 水俣市百間町二丁目3番22号
- 2 築造者の氏名 有限会社日の出建材
- 3 道路の位置 水俣市港町三丁目11番2、同浦上町181番3及び同184番2
- 4 道路の幅員 6.03メートルから6.13メートルまで
- 5 道路の延長 85.12メートル
- 6 指定年月日 平成26年7月23日
- 7 指定番号 熊本県指令芦北維管調第31号

**熊本県公告第410号**

玉名郡南関町に事務所を置く南関町土地改良区理事長上田数吉から平成26年5月27日付けで申請のあった定款の変更については、平成26年7月30日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成26年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第411号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成26年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス菊南店  
合志市須屋1910
- 2 大規模小売店舗の譲渡があった年月日  
平成17年2月18日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(承継前) 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸  
東京都台東区上野7-14-4  
(承継後) オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮

- 東京都港区浜松町二丁目4番1号  
4 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積  
1,618平方メートル  
5 届出年月日  
平成26年7月18日

**熊本県公告第412号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字下六嘉字上ノ口3462番2及び同3458番2  
454.56平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
福岡市博多区板付六丁目1番351号  
永田 正之  
上益城郡嘉島町大字下六嘉3441番地  
永田 沙織

**熊本県公告第413号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項の規定により芦北町から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成26年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームプラザナフコ芦北店  
葦北郡芦北町大字花岡字古町309番27ほか
- 2 芦北町から聴取した意見の概要  
事業活動を行うに当たっては、環境への影響に深い注意を払い、関係法令を遵守し、自ら進んで快適な環境の創造を図るとともに、芦北町が実施する環境施策に協力するよう努めること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部芦北地域振興局総務振興課  
平成26年8月8日から平成26年9月8日まで

**熊本県公告第414号**

都市計画の案を作成するので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和45年熊本県規則第47号）第2条の規定により公聴会を次のとおり開催する。

平成26年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 日時  
平成26年8月31日（日）午前10時から正午まで  
ただし、公述の申出がない場合は開催しない。
- 2 場所  
天草市東町3番地  
天草市民センター2階大会議室
- 3 意見を求める都市計画の素案  
本渡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（素案）のとおり（当該素案の添付は省略し、平成26年8月8日（金）から平成26年8月26日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県天草広域本部天草地域振興局土木部技術管理景観課及び天草市建設部都市計画課において閲覧に供する。）
- 4 公述の申出について  
本渡都市計画区域内に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）に記入の上、持参、郵送又は電子メールで次により提出すること。  
（1）持参により提出する場合  
来る8月26日（火）午後5時15分までに熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県天草広域本部天草地域振興局土木部技術管理景観課又は天草市建設部都市計画課に提出すること。  
（2）郵送又は電子メールにより提出する場合

来る8月26日（火）必着で、熊本県土木部道路都市局都市計画課まで提出すること。

〒862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号  
e-mail: toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp

- 5 公述人の選定について  
公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。また、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は、公述できない。どちらの場合も、その旨を本人に通知する。  
なお、公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。
- 6 傍聴について  
公聴会は、原則として自由に傍聴できる。ただし、希望者が多数の場合は、入場を制限することがある。
- 7 公聴会に関する問合せ先  
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県天草広域本部天草地域振興局土木部技術管理景観課及び天草市建設部都市計画課  
(別記様式)

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

公述申出人  
住所  
氏名  
年齢  
職業  
電話番号

公 述 申 出 書

私は、来る8月31日に開催される本渡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会で、下記のとおり意見を公述したいので申し出ます。

記

意見の要旨及び理由（別紙可）

※ 公述申出書は、A4判とし、意見の要旨及び理由は、400字以内で簡潔に記載すること。

**熊本県公告第415号**

都市計画の案を作成するので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和45年熊本県規則第47号）第2条の規定により公聴会を次のとおり開催する。

平成26年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 日時  
平成26年8月31日（日）午後3時から午後5時まで  
ただし、公述の申出がない場合は開催しない。
- 2 場所  
天草市牛深町2286-103  
天草市役所牛深支所2階会議室
- 3 意見を求める都市計画の素案  
牛深都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（素案）のとおり（当該素案の添付は省略し、平成26年8月8日（金）から平成26年8月26日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県天草広域本部天草地域振興局土木部技術管理景観課、天草市建設部都市計画課及び天草市牛深支所建設課において閲覧に供する。）
- 4 公述の申出について  
牛深都市計画区域内に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述

申出書（別記様式）に記入の上、持参、郵送又は電子メールで次により提出すること。

(1) 持参により提出する場合

来る 8 月 26 日（火）午後 5 時 15 分までに、熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県天草広域本部天草地域振興局土木部技術管理景観課、天草市建設部都市計画課又は天草市牛深支所建設課に提出すること。

(2) 郵送又は電子メールにより提出する場合

来る 8 月 26 日（火）必着で、熊本県土木部道路都市局都市計画課まで提出すること。

〒 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号

e-mail : toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp

5 公述人の選定について

公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。また、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は、公述できない。どちらの場合も、その旨を本人に通知する。

なお、公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。

6 傍聴について

公聴会は、原則として自由に傍聴できる。ただし、希望者が多数の場合は、入場を制限することがある。

7 公聴会に関する問合せ先

熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県天草広域本部天草地域振興局土木部技術管理景観課、天草市建設部都市計画課及び天草市牛深支所建設課

(別記様式)

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

公述申出人

住所

氏名

年齢

職業

電話番号

公 述 申 出 書

私は、来る 8 月 31 日に開催される牛深都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会で、下記のとおり意見を公述したいので申し出ます。

記

意見の要旨及び理由（別紙可）

※ 公述申出書は、A4判とし、意見の要旨及び理由は、400字以内で簡潔に記載すること。

**登載依頼**

**熊本県障害者施策推進審議会公告第 2 号**

平成 26 年度第 2 回熊本県障害者施策推進審議会を次のとおり開催する。

平成 26 年 8 月 8 日

熊本県障害者施策推進審議会会長

1 開催日時

平成 26 年 9 月 2 日（火）

午後 2 時から

2 開催場所

熊本市中央区水前寺公園 28 番 51 号

熊本テルサ 3 階 たい樹

3 議題（予定）

- (1) 第5期熊本県障がい者計画に関する意見聴取結果について
- (2) 第5期熊本県障がい者計画について
- (3) その他
- 4 傍聴者の定員について  
10人
- 5 傍聴手続について
  - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
  - (3) 傍聴を希望される方で、傍聴に際して手話通訳、要約筆記等が必要な場合は、8月18日(月)までに下記問合せ先へ申し込むこと。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県障害者施策推進審議会事務局(熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課企画調整班)(電話 096-333-2236)